

# WEEKLY REPORT



地域を育み、大陸をつなぐ

2010-2011年度

CHIBA-HIGASHI  
ROTARY CLUB

会長 神田 憲雄  
幹事 吉田 宏一

国際ロータリー会長 Ray Klingensmith  
第2790地区ガバナー 織田 吉郎  
第3分区Aガバナー補佐 宇佐見 透

## 第892回例会 2011.4.18 (月)

千葉東RC・市川シビックRC合同例会

### 本日のお客様

大功自動車興業	王 成 英 様
〃	リュウ ウエイ 様
〃	劉 穎 様
	張 楠 様
稲毛新聞社	佐藤 尚美 様



千葉東RC神田憲雄会長・市川シビックRC竹内清海会長による開会点鐘

### 会長挨拶

千葉東RC 神田 憲雄 会長

こんばんは、本日は市川シビックロータリーさんとの合同例会です。宜しくお願いします。

東日本大震災被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今、世の中は震災の影響で自粛ムードであります。また、非常時であります事から会員皆様がお忙しい



のではと思い、今回の合同例会開催を躊躇しましたが市川シビックさんからこうゆう時だからこそ元気にやりましょうとお声を掛けていただき本日の運びに成りました。本当に良かったです。有難うございます。そうですね、自粛 自粛で自分達で自分の首を絞めるのではなく、元気が無ければ、経済活動は然り、ロータリアンとしての奉仕活動そして被災地への継続的な支援も出来ません。「元気があれば何でも出来る」人気者の有名人のフレーズですが、まさにその通りだと思います。その為には本日の合同例会、懇親会は元気に楽しく行いたいと思います。宜しくお願い申し上げます。市川シビックさんは、今年創立20周年をお迎えに成りました。来月の5月21日の創立記念式典には私どもは喜んで、ぜひ出席させていただきます。おめでとうございます。

## 市川シビックRC竹内 清海 会長



城 光 彦

皆さんこんばんは。本日は市川シビックRCのたくさんのメンバーが参加しております。このような素晴らしい例会場で開催されることを楽しみにしておりました。私共のクラブも今年度創立20周年を迎えました。千葉東RCさんは昨年11月22日に記念式典が終了し、神田会長さんはほっとしているのではないかと思います。我々は記念事業、記念式典と二つの大きな事業を計画しておりましたが、東日本大震災の影響で3月27日に予定しておりました子供たちを交えたイベントは半年以上準備をしてきましたが残念ながら中止をせざるを得ませんでした。多くの子供たちが期待をしておりましたのでチャンスがあればと思い再度準備をしているところです。大勢の方が亡くなり、その上、原発の事故も絡んでおりますので、復興には長い時間が掛かるとは思いますが、一日も早い復興を皆様方と共に願うところであります。ただ、5月21日の記念式典は浦安のブライトンホテルで開催させていただき準備をしております。千葉東RCのメンバーに置かれましても我々もお持ちしておりますのでたくさんの方の参加を期待しております。本日はありがとうございました。

### 幹事報告

#### 千葉東RC 吉田 宏一 幹事

皆さんこんばんは！それでは幹事報告をさせていただきます。本日は1点のみでございます。

- ◆ 次週4月25日の例会は、前日の地区協議会の報告となります。該当者の方は、事前に発表の

準備を何卒宜しくお願い申し上げます。



市川シビックRC 田村 哲彦 幹事



### 卓 話

#### 慰謝（籍）料の話

千葉東RC 佐野 善房 会員



千葉東ロータリークラブの佐野でございます。

市川シビックロータリークラブとの合同例会で話をさせて頂く機会を与えていただいたことに感

謝申し上げます。

今日は、慰謝（籍）料についての話をさせていただきます。

慰謝料というのは、不法行為、典型的なものは交通事故ですが、債務不履行、典型的なものは貸した金を返さないというようなものです。不法行為または債務不履行により相手方が受けた精神的損害に対する賠償として支払われる性質のものです。今日は、不法行為による慰謝料に絞って話を進めさせていただきます。民法第109条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めてあり、この損害のなかに慰謝料も含まれるわけです。

ここで言う「故意」というのは、「結果の発生を認容しつつ、あえてその行為をすること」などと定義されていますが、簡単に言えば「わざとそういうことをすること」だろうと思います。また「過失」というのは、「結果の発生を認識し得たにもかかわらず、不注意により、それを認識しないこと」などと定義されていますが、簡単に言えば、「間違っちゃった」というようなことになりましょうか。ここで「故意」とか「過失」について説明したのは、後で申し上げるように「故意」の場合と「過失」の場合で慰謝料の金額が違ってよいのではないかと言いたいからです。

ところで現在は、「慰謝料」という言葉を使うのが一般的ですが、「慰籍料」という言葉もあります。何年か前までは「慰籍料」の方を使うことが多かったと思います。公的に使われる法令用語では「慰謝料」の方が使われています。「謝」というのは「あやまる」とか「わびる」とかの意味に使われていますので、「慰謝料」は「なぐさめ、あやまるお金」と理解されるでしょう。これに対し「籍」は「いたわる」という意味ですので、「慰籍料」は「なぐさめ、いたわるお金」と理解できます。「謝」と「籍」の違いを言うのも後で述べる慰謝料の金額にかかわってくることなのです。

さて慰謝料の取り扱いについて実際の裁判では

どのようになっているが説明致します。

実際の裁判では、慰謝料の額が定額化が進んでいるように思われます被害者が死亡したときはいくら位、傷害を受けたときは傷害の程度によりいくら位、離婚の場合は、婚姻年数によりいくら位とか慣例的な基準があり、その基準に従って額が決められているのが実情です。そしてその根底にあるのは、慰謝料は「なぐさめ、いたわるためのお金」という考え方、つまり「慰籍料」的な考え方です乱暴な言い方をすれば、足1本失った精神的打撃は、故意によるものであると過失によるものであると変わらないはずである、区別して取り扱う必要はないというものです。果してそれでよいのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、私が申し上げたい本題に入ります。

私は、同じ程度の精神的被害でも、故意と過失では区別して、故意による場合は、過失による場合と比べてより高額な慰謝料と認めるべきであると考えています。「慰謝料」は、「なぐさめ、あやまるための金額」なのであるから、故意の場合の方がより多く謝罪すべき、「あやまる」べきだということです。またその方が一般人としての常識に合うような感じがします。皆さんが故意に殴られてケガした場合と何らかのはずみで相手の手が当たりケガした場合を想定して下さい。加害者に対する被害感情は違うはずですが、当然のことながら、故意の加害者に対しては強い被害感情を持たれるであろうし、過失の加害者に対しては、比較的被害感情は弱いものと思われる。

現在、「制裁的慰謝料」とか「懲罰的慰謝料」とかが議論されています。「制裁的（懲罰的）慰籍料」というものは、故意とか故意と同視することができる重過失による不法行為の場合は、加害者に対する制裁（懲罰）の意味を込めて、より高額な慰謝料を支払わせるというものです。そうすることが被害者を「なぐさめる」ことになるし、加害者に「あやまらせる」ことにもなります。まさしく「慰謝料」の意味そのものになるわけです。更に同じようなことが起きないようにするという予防的効果も期待さ

れます。私達は、実際の民事訴訟で「制裁的（懲罰的）慰謝料」の支払いを請求しています。

暴力団組長に対する損害賠償請求訴訟（「組長訴訟」と呼んでいます。）においては、積極的に「制裁的（懲罰的）慰謝料」の主張をしています。一例を挙げますと、群馬県前橋市で住吉会系の暴力団員が稲川会系の暴力団員を殺害する目的で「スナック」内で拳銃を乱射し、客として来ていた一般市民を巻き添えにして射殺するという事件がありました。この事件で私達は被害者の遺族の代理人として住吉会の総裁と会長に対し組長訴訟を提起致しました。この訴訟のなかで私達は、「制裁的（懲罰的）慰謝料」の主張をしましたが残念ながら裁判所には認めてもらえませんでした。

このような主張は繰り返し行うことが認められることにつながると考えていますので、その後の組長訴訟においても同様なことを行っています。現在千葉地裁に係属している住吉会の総裁、会長に対する組長訴訟においても「制裁的（懲罰的）慰謝料」の主張をしております。

以上申し上げたように現在の裁判所は「制裁的（懲罰的）慰謝料」を採用することに消極的ですが、時代のすう勢は故意による不法行為の場合は、過失の場合のそれと比べ高額な慰謝料を認める方向に進んでいるように思われます。「制裁的（懲罰的）慰謝料」を認めるについて法律を変える必要はないと思いますので、早くこのような実務の運用がなされればよいと望んでいます。

ご清聴ありがとうございました。

## 乾杯



卓話終了後千葉東RC高山 正孝ガバナー補佐エレクトによる乾杯で懇親会が和やかに行われました。

## 閉会点鐘



千葉東RC 神田 憲雄 会長・市川シビックRC 中村 政勝 会長エレクトによる閉会点鐘

5月21日(土)に市川シビックRCの創立20周年式典が「浦安ブライトンホテル」にて開催されます。昨年の当クラブの20周年には大勢の市川シビックの会員がお祝いに見えられました。我々もできるだけ大勢で参加しましょう。

また、気の早い話ですが、次年度の合同例会は市川シビックRCのホストで平成24年4月16日(月)市川グランドホテルにて開催が決定いたしました。

発行 千葉東ロータリークラブ 会報委員長 山本 成人 作成者 加藤 隆

創 立：1991年1月21日

認 証：1991年3月6日

例会場：ホテルニューオータニ幕張

点 鐘：毎月曜日 18:30

事務局：千葉市稲毛区穴川 3-5-27 上総ビル 303 TEL 043(251)2790 FAX 043(251)2726

HP <http://www.chiba-higashi.jp/>

Email [chiba-higashi\\_rc@jazz.odn.ne.jp](mailto:chiba-higashi_rc@jazz.odn.ne.jp)